

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則及び神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則及び神戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 神戸市建築基準法施行細則(昭和37年4月規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(建築設備等の定期報告) 第8条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項に規定する建築物又は前条第2項の市長が指定する特定建築物に設ける次に掲げるもの(共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く。)とする。  (1)、(2) [略]	(建築設備等の定期報告) 第8条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項に規定する建築物又は前条第2項の市長が指定する特定建築物に設ける次に掲げるもの(共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く。)とする。  (1)、(2) [略]

(3) 令第126条の4第1項の非常用の照明装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。）

2～6 [略]

(3) 令第126条の4の非常用の照明装置（予備電源に内蔵蓄電池のみを用いるものを除く。）

2～6 [略]

附 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。